(目的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規程に基づき、日本文理大学(以下「本学」という。)において授与する学位について、本学学則及び本学大学院学則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(専攻分野の名称)

- 第2条 本学において授与する学位の種類は次のとおりとする。
 - (1) 学士の学位

学士(工学)

学士(経営経済学)

学士 (保健医療学)

(2) 修士の学位

修士(工学)

(学位授与の要件)

- 第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。
- 2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与する。

(学位論文)

- 第4条 修士課程の学位論文は、研究科長に提出するものとする。ただし、必要によっては参考 として他の論文を添付することができる。
- 2 修士課程の学位論文に係る評価に当たっての基準は、大学院委員会が定め、これを公表する。 (審査)
- 第5条 研究科長は、前条の修士課程の学位論文を受理したときは、大学院委員会にその審査を 付託するものとする。
- 2 大学院委員会は、前項の付託を受けたときは、修士課程の学位論文の審査に関わる教員3名 以上(内1名審査委員長)からなる学位論文審査委員会を構成し、修士課程の学位論文の審査 及び最終試験に関する事項を委嘱するものとする。
- 3 修士課程の学位論文の審査に当たっては、前条第2項に定める基準に基づき行うものとする。 (最終試験)
- 第6条 最終試験は、修士課程の学位論文審査に合格した者について、当該学位論文を中心として、関連ある科目について、口述又は筆記により行うものとする。

(大学院委員会への報告)

第7条 審査委員長は、修士課程の学位論文の審査及び最終試験の結果を、大学院委員会に文書 で報告しなければならない。

(認定)

- 第8条 大学院委員会は、前条の報告に基づき、学位授与の可否を審議決定する。
- 2 前項の学位授与の認定は、出席者の3分の2以上の賛成をもって決定する。

(審査結果の報告)

第9条 大学院委員会は、前条の規定により、学位授与の可否を決定したときは、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

- 第10条 学長は、第3条第1項の規定に定めるものについては、第2条第1号に定める学位を授 与する。
- 2 学長は、前条の報告に基づき、第3条第2項の規定に定めるものについては、第2条第2号 に定める学位を授与する。
- 3 学長は、学位を授与すべき者に学位記(別紙様式)を交付するものとする。

(学位の名称)

第11条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、「日本文理大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

- 第12条 学長は、本学において学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事 実が判明したときは、学部教授会又は大学院委員会の議を経て、当該学位の授与を取り消すこ とができる。
- 2 学長は前項の規定に基づき、当該学位を取り消したときは、その旨を公表するとともに、既に交付した学位記を返還させるものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、大学評議会の審議を経て、学長が決定する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月1日)

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月23日)

この規程は、平成23年2月23日から施行する。

附 則 (平成26年2月25日)

この規程は、平成26年2月25日から施行する。

附 則(平成27年4月1日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年10月27日)

- 1 この規程は、令和4年11月17日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年度卒業生から適用する。
- 3 令和3年度以前の卒業生は、従前の定めによる。

附 則(令和5年4月1日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別紙様式